

広島市医療的ケア児等在宅レスパイト事業 Q&A (R6.12)

◆事業者登録に関すること

Q 事業者登録の際に提出する資格証は、看護師・准看護師のみでよいか。

A よいです。理学療法士や作業療法士などの資格証は提出不要です。

Q 事業者登録の際に提出する職員配置一覧には、勤務時間や常勤換算人数なども必要か。

A 従業員の一覧と保有されている資格が記載してあればよいです。例えば、介護保険の事業者指定の際に提出される従業者の一覧表があれば、それをご提出ください。

◆利用登録に関すること

Q 広島市以外に住んでいる人は利用できないのか。

A この事業は、広島市に住民登録があり、実際に住んでいる方を対象としていますので、利用できません。

Q 利用登録申請の際、訪問看護事業所が医師の訪問看護指示書の写しを本人や家族に渡すことは難しいが、どうすればよいか。

A 利用希望者から利用登録申請書を受け取ったら、それに指示書の写し等を添付して市に提出してください。本人やご家族に写しを渡す必要はありません。

◆サービス提供に関すること

Q 看護師ではなく准看護師がサービス提供してもよいか。

A 安全なサービス提供が可能であれば、准看護師でもよいです。

Q 医療保険の訪問看護を行わない日にこの事業だけ行ってよいか。

A よいです。

Q 1日の利用時間に上限はあるのか。

A 1日の利用時間の上限は設けていないため、仮に24時間であっても看護師等の派遣が可能である限り利用可能です。ただし、早朝や深夜であっても1時間当たりの単価に上乗せはありません。

Q 同一日に複数の事業所がサービス提供してよいか。

A 保護者等のレスパイト目的の事業であるため、同一日に複数の事業所がサービス提供しても差し支えありません。

Q 利用登録決定通知書に未記載の事業者であるが、サービス提供してよいか。

A 可能です。利用登録者から本事業を利用したい旨の連絡があれば、同通知書を確認のうえ、記載し

てある事業者に連絡して、その時点での利用可能時間数やその後の利用予定時間数を確認してください。

◆委託料に関すること

Q 委託料は、看護師・准看護師を派遣しサービス提供した場合のみ請求できるのか。事業内でリハビリを行うことはできないのか。

A そうです。理学療法士や作業療法士など、看護師以外の派遣のみの場合は、委託料の請求はできません。

Q この事業で利用者宅を訪問した際にかかる交通費は支給されるのか。

A 申し訳ありませんが、この事業では利用者宅への交通費の支給はありません。

Q 例えば、広島市に住んでいるが、一時的に祖父母宅等にいる場合、祖父母宅へ訪問し、サービス提供をすることは可能か。

A この事業は、自宅への看護師等の派遣をするものであるため、自宅以外でのサービス提供された場合については、委託料の対象となりません。

Q 請求は30分未満切り捨て、30分以上切り上げだが、サービス提供の都度にそうするのか。

A 毎回のサービス提供時間は実際の時間を記録し、利用者ごとに1か月の時間を集計した後、30分未満切り捨て、30分以上切り上げをしてください。

◆利用時間管理に関すること

Q 利用者が複数の事業者を利用する場合、利用時間の管理はどのようにするのか。

A 利用登録決定通知書を確認のうえ、記載してある事業者に連絡して、その時点での利用可能時間数やその後の利用予定時間数を確認してください。一年度あたり48時間に達するまでは、サービスの提供が可能です。サービス提供後は、利用時間の管理のため、通知に記載してある事業者へ提供時間と事業所名を伝えてください。

利用者宅等で当事業のサービス累計時間管理表を用意し、各事業者がサービス提供時間を記録・確認することで利用時間を管理する方法もあります。（例：サービス提供累計時間管理表.xlsx）

◆利用料金に関すること

Q 利用料金の領収証は、医療や介護の訪問看護とは別に発行するのか。

A そのとおりです。

Q 利用料金は、障害児通所支援や障害福祉サービスと合算され、上限管理の対象となるのか。

A この事業の利用料金は、障害児通所支援や障害福祉サービスと合算されず、上限管理の対象となりません。